

酒類の販売先等報告書（令和 年 月 日現在）の記載要領

- 1 「受取先（支店、営業所等）の所在地及び名称」欄は、実際に販売先が酒類を受け取った支店、営業所等の所在地及び名称を「酒類の販売先住所及び氏名又は名称」欄に対応させて記載してください。なお、帳合等により販売先以外の販売業者に酒類を直接配送等した場合には、この欄の記入は必要ありません。
- 2 販売先等が多数あるためこの報告書の所要欄に記載できない場合には、所要事項を別紙に記載して報告しても差し支えありません。
なお、適宜の様式にこの報告書の所要事項の記載がある場合は、当該様式を別紙として報告しても差し支えありません。
- 3 販売先及び受取先に異動があった場合には、異動事項についてこの報告書により翌月末日までに報告してください。